



平成 25 年 4 月 26 日

各 位

会社名 株式会社 石井 表記
代表者名 代表取締役 石井 峯夫
(コード番号 6336 東証第2部)
問合せ先 取締役 渡邊 伸樹
管理本部長
(TEL 084-960-1247)

債務超過解消による猶予期間の解除に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 1 月期において債務超過となり、株式会社東京証券取引所における上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりましたが、本日、有価証券報告書を中国財務局に提出した結果、平成 25 年 1 月期において債務超過を解消したことにより、猶予期間入り銘柄から解除されましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自 平成 24 年 2 月 1 日 至 平成 25 年 1 月 31 日）

2. 債務超過解消に至った経緯

当社は、平成 24 年 1 月期において債務超過の状況となっておりましたが、この状況を解消すべく、経営改善計画を策定し、実施してまいりました。平成 24 年 8 月に優先株式の第三者割当増資による資本増強を行い、また、債務免除益と債務保証損失引当金戻入額を計上したこと等により平成 25 年 1 月期において債務超過を解消いたしました。

3. 今後の見通し

当社においては、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、今後は経営改善計画に従い、事業再生を果たすべく、有望市場への営業強化、コスト削減の推進、新製品の開発、経費の削減を行い、全社一丸となって収益性の改善を行ってまいります。

なお、平成 26 年 1 月期の業績予想につきましては、平成 25 年 3 月 22 日付で公表いたしました「平成 25 年 1 月期決算短信」に記載のとおりであります。

以 上